

2018年7月24日 全14頁

相続法改正の概要【確定版】

原則として、2019年7月12日までに施行

金融調査部
研究員 小林章子

[要約]

- 2018年7月6日、相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律が成立した（同月13日公布）。今回の改正は、約40年ぶりの相続法の大きな見直しとなる。
- 具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。
- 原則として、2019年7月12日までの政令で定める日に施行される。ただし、配偶者居住権及び自筆証書遺言保管制度については、2020年7月12日までの政令で定める日に施行される。

目次

1. 改正法の概要.....	2
2. 改正法の解説.....	3
(1) 配偶者の居住権の創設.....	3
①配偶者短期居住権.....	3
②配偶者居住権（長期居住権）.....	4
(2) 遺産分割に関する見直し.....	5
①配偶者保護のための方策.....	5
②預貯金の仮払い制度の創設等.....	5
③遺産分割前に処分された財産の扱い.....	7
(3) 遺言制度に関する見直し.....	8
①自筆証書遺言の方式緩和.....	8
②自筆証書遺言の保管制度の創設.....	8

(4) 遺留分制度に関する見直し.....	10
①遺留分減殺請求の効力等の見直し.....	10
②遺留分の算定方法の見直し.....	11
(5) 相続の効力等に関する見直し.....	11
①権利の承継に関する見直し.....	11
②義務の承継に関する見直し.....	12
(6) 相続人以外の者の貢献（特別寄与料制度）.....	12
3. 改正法の施行日.....	13
(1) 施行日.....	13
(2) 適用日（経過措置）.....	14

1. 改正法の概要

2018年7月6日、相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律として、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」および「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（以下、改正法）が成立し、同13日に公布された。

今回の改正は、約40年ぶりの相続法の大きな見直しといえる。見直しの理由は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化であり、高齢化社会の進展により老老相続が増加し、特に高齢となりがちな残された配偶者の生活に配慮する必要性が高まったことが挙げられている¹。

改正法では多岐にわたる見直しが盛り込まれた（図表1）。以下では、このうち特に重要な見直しと思われるものについて解説する。

図表1 改正法の一覧

改正項目	内容
配偶者の居住権の創設	配偶者短期居住権、配偶者居住権（長期居住権）の創設
遺産分割に関する見直し	配偶者保護のための方策、預貯金の仮払い制度の創設等、一部分割、遺産分割前に処分された財産の扱い
遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設、遺贈の担保責任等、遺言執行者の権限の明確化等
遺留分制度に関する見直し	遺留分減殺請求の効力等の見直し、遺留分の算定方法の見直し、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
相続の効力等に関する見直し	権利の承継に関する見直し、義務の承継に関する見直し、遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等
相続人以外の者の貢献	相続人以外の者の貢献

（注）太字は特に重要な見直しと思われるもの。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

¹ 各法律案の理由、法制審議会民法（相続関係）部会資料1「相続法制の見直しに当たっての検討課題」（<http://www.moj.go.jp/content/001143585.pdf>）参照。

2. 改正法の解説

(1) 配偶者の居住権の創設

改正法では、被相続人の持ち家に住んでいる配偶者について、被相続人亡き後の居住を保護するため、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2つの権利が創設された。

①配偶者短期居住権

配偶者短期居住権とは、相続開始時に被相続人の持ち家に無償で住んでいた配偶者は、一定期間、その家を無償で使用することができるとする権利である。現行では、使用貸借の合意を推定するというロジックにより、相続開始から少なくとも遺産分割終了までの間、同居相続人（配偶者を含む）の居住を保護する判例の取扱いが確立している。しかしこの取扱いの場合、合意を推定できないケース（住宅が第三者に相続された場合など）では居住を保護できないことから、今回新たな権利が創設された。

図表2 配偶者の居住権の創設

	改正法の概要	改正前（現行）の取扱い
配偶者短期居住権	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の持ち家（居住建物）に無償で住んでいた配偶者は、その使用部分に限って、一定期間（注1）、無償で使用できる。 ・相続開始により当然に権利が発生する。 ・権利が発生するのは、建物の居住部分に限られる。 ・譲渡不可。 ・配偶者の死亡、建物を取得した者からの消滅請求・消滅の申入れ、配偶者居住権の取得により消滅。 ・第三者対抗要件を具備することはできない。 ・遺産分割時の計算上、考慮されない。 	（新設） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の使用貸借の合意を推定する取扱いあり（判例）
配偶者居住権（長期居住権）	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時に被相続人の持ち家に住んでいた配偶者は、その全部について、原則としてその終身の間（注2）、無償で使用・収益できる（注3）。 ・遺産分割（協議・審判）、遺贈で定める必要あり。 ・権利が発生するのは、建物の全ての部分（居住部分以外も含む）。 ・譲渡不可。 ・配偶者の死亡、建物の所有者からの消滅請求により消滅。 ・第三者対抗要件として登記可。配偶者に登記請求権あり。 ・遺産分割時の計算上、考慮される。 	（新設）

（注1）具体的には、その建物が遺産分割の対象になる場合には、遺産分割により建物の帰属が確定した日または相続開始時から6ヵ月経過日のいずれか遅い日までの間。遺産分割の対象にならない場合（遺言で配偶者以外の相続人が相続することとされた場合など）には、その建物を取得した者が配偶者短期居住権の消滅の申入れをした日から6ヵ月を経過する日までの間。

（注2）遺言や遺産分割の定めによって、より短い期間とすることもできる。

（注3）住宅としての使用のほか、もともと店舗や賃貸物件として利用していた部分（収益部分）については、配偶者居住権の発生後も引き続き利用することができる。他方、居住部分を新たに収益のために利用するには、その建物の所有者の承諾が必要となる。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

配偶者短期居住権は、**相続開始により当然に発生**する。そのため、配偶者居住権（後述②）とは異なり、被相続人の遺言などであらかじめ定めておく必要はない。

存続期間は、原則としてその後の遺産分割によりその住宅（居住建物）を誰が相続するかが**確定した日、または相続開始時から6ヶ月が経過する日のいずれか遅い日まで**とされている。したがって、最短でも相続開始時から6ヶ月が経過する日までの間は、配偶者短期居住権に基づいて住み続けることができる²。

権利の内容は、配偶者居住権より限定されている。配偶者自身が住宅を使用（居住）するほか、住宅を取得した者の承諾を得て第三者に使用させることもできるが、配偶者居住権とは異なり、第三者への賃貸などの収益のために利用することは認められていない。また、配偶者短期居住権が発生する範囲は、**配偶者が無償で使用していた部分に限られる**。例えば被相続人の生前、2階建ての戸建ての1階部分を店舗、2階部分を住居として使用していた場合、配偶者短期居住権が発生するのは2階部分のみとなる。

また、理論上、配偶者は賃料相当額の経済的利益を得ていることになるが、**遺産分割時の計算上は考慮されないと考えられる**（要綱案）。つまり、配偶者の遺産の取り分（具体的相続分）を計算する際に算入されないので、配偶者は他の財産の取り分を減らすことなく、住宅に住み続けられることになるだろう。

②配偶者居住権（長期居住権）³

配偶者居住権とは、相続開始時に被相続人の持ち家に住んでいた配偶者は、原則としてその終身の間、その家を無償で使用・収益できるとする権利である。

現行では、遺産分割終了後も同居相続人の居住を保護する方法として、その住宅自体（所有権）を相続させることが考えられる。しかしこの場合、一般的に不動産の評価額が高額となることで住宅以外の財産を取得できず、結局生活資金確保のために住宅を手放さざるを得なくなるケースがみられた。改正後は、配偶者居住権を利用することで、例えば住宅を子に相続させ、配偶者には配偶者居住権を取得させるというように、配偶者の居住を保護しつつ他の財産も取得させることができるようになる。

配偶者居住権は、相続開始により当然発生する配偶者短期居住権とは異なり、**遺贈（遺言による贈与）または遺産分割によって取得させる必要がある**。後日の紛争を避けるためには、あらかじめ遺言書を作成しておくことが有益と思われる。

存続期間は、原則として**配偶者の終身の間**であるが、遺言や遺産分割の定めによって、より短い期間とすることもできる。つまり、特に定めがない限り、配偶者の終身の間となる。

² ただし、遺言で配偶者以外の相続人が相続するものとされた場合など、その住宅が遺産分割の対象にならない場合は、存続期間は、その住宅を取得した者が配偶者居住権の消滅の申入れをした日から6ヶ月を経過する日までの間となる。

³ 配偶者居住権の影響については、『配偶者居住権』の創設で何が起ころのか」（2018年4月16日筆者コラム、https://www.dir.co.jp/report/column/20180416_010029.html）も参照。

権利の内容としては、住宅の使用（居住）のほか、**第三者への賃貸など収益に利用することもできる**が、原則として従前と同じ利用方法である必要がある。したがって、住宅のうちもともと店舗や賃貸物件として利用していた部分（収益部分）については、配偶者居住権の発生後も引き続きそのまま利用することができる。

配偶者居住権は、配偶者短期居住権と異なり**住宅の全ての部分**に及ぶ。したがって、前記①の例では、配偶者は2階の居住部分だけでなく、1階の店舗部分についても配偶者居住権を取得することができる⁴。また、配偶者居住権は、登記（占有は不可）により相続人以外の第三者（相続人から住宅を譲り受けた者など）に権利を主張できる。さらに配偶者は住宅の所有者に対して、配偶者居住権の設定登記の手続きをするよう請求できる（**登記請求権**）。

遺産分割時の扱いは配偶者短期居住権と異なり、**配偶者は、配偶者居住権の財産的価値相当額を相続したものと扱われる**（要綱案）。つまり、遺産分割において配偶者の遺産の取り分（具体的相続分）を計算する際には、配偶者が配偶者居住権を特別受益として取得したものとみなして計算することになる⁵。

（2）遺産分割に関する見直し

①配偶者保護のための方策

現行の民法では、被相続人から遺贈や生前贈与により特別な利益（特別受益）を得た相続人がいる場合、相続人間の公平のため、遺産分割においていったん遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算するのが原則である（特別受益の持戻し）。つまり、「原則として遺産分割の計算の対象に含める」ことになっている。例えば、被相続人がその生前、配偶者と一緒に住んでいる家を配偶者に贈与していた場合、その家は原則として遺産に持ち戻されるため、預貯金など家以外の遺産についての配偶者の取り分は、その分少なくなる。

改正法では、**婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住不動産（配偶者居住権を含む）が遺贈・贈与された場合に限り、遺産分割においてこの持戻し免除の意思表示を「推定」し、原則として遺産に持ち戻す必要はない（計算の対象外とする）**ものとされた。つまり、配偶者への居住用の家や敷地の贈与等に限って、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象に含めない」扱いとしている。

②預貯金の仮払い制度の創設等

複数の相続人が共同相続した預貯金の取扱いについて、最高裁は近年判例を変更し、遺産分

⁴ ただし、被相続人と配偶者以外の者が共有している建物の場合には、その者の権利を制限することになるため、配偶者居住権を取得することはできない。

⁵ 配偶者居住権（長期居住権）の財産評価方法については、今後検討されることとされた（参議院法務委員会の附帯決議）。また、法案検討過程の議論は、部会資料14「今後の検討の方向性について」（<http://www.moj.go.jp/content/001207259.pdf>）、同19-2「長期居住権の簡易な評価方法について」（<http://www.moj.go.jp/content/001222142.pdf>）などを参照。また税制面での対応については、今後与党税制調査会で議論することとされた（2018年6月8日衆議院法務委員会）。

割の対象となると判断した⁶。そのため、遺産分割前の個々の相続人への払戻しは、相続人全員の同意がない限り認められない。払戻し請求を受ける金融機関にとっては取扱いが明確になるメリットはあるが、実務上、相続債務の弁済や相続人の生活費、葬儀費用などの緊急の払戻し需要に応じるための、いわゆる「便宜払い」が困難になったため、そのような需要への法的な手当てが求められていた。

改正法では、**共同相続された預貯金の遺産分割前の払戻しを認める制度**として、(a) 家庭裁判所の手続き（保全処分）を利用する方法と、(b) 裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法の2つが創設された。

(a) の方法は、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立てたうえで、預貯金の仮払いの申立てをする必要がある、(b) と比較するとコストや時間がかかるというデメリットがある。また、相続債務の弁済のためなど、仮払いの必要性があることの疎明（一応確からしいという程度の証明）が必要になる。他方で、仮払いの金額に上限は設けられておらず、申立て額の範囲内で裁判所が必要と判断すれば、特定の預貯金債権の全部を取得することもできるため、(b) の上限を超える金額の払戻しが必要な場合に適しているだろう。

(b) の方法は、相続人が金融機関の窓口で直接払戻しを求める方法である。仮払いの必要性も要求されず、裁判手続きも不要なため (a) に比べて簡便である。他方で、仮払いの金額に上限が設けられており、具体的には、**「相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）× 3分の1 ×（仮払いを求める相続人の）法定相続分」**かつ**「債務者（金融機関）ごと（複数の口座がある場合は合算）に法務省令で定める額」**が上限となる。「法務省令で定める額」は現時点では明らかではないが、これまでの検討の経緯から、100万円台で定められるのではないと思われる⁷。なお、仮払いされた預貯金は、その相続人が遺産分割（一部分割）により取得したものとみなされる（遺産分割の際に具体的相続分から引かれる）。

利用方法としては、葬儀費用など特に緊急性が高い費用については時間のかからない (b) の方法で払戻しを受け、緊急性がそこまで高くない相続人の生活費用については金額に上限がない (a) の方法で払戻しを受ける、といった使い分けが考えられる。

なお、この払戻しの請求権自体を譲渡・差押え・相殺できるかどうかについては否定的に考えられている。また、相続人から預貯金の持ち分を譲り受けた債権者や差し押さえをした債権者については、この払戻し請求はできないと考えられているようである⁸。

⁶ 最高裁平成28年12月19日大法廷決定（民集70巻8号2121頁）、最高裁平成29年4月6日第一小法廷判決（裁判所時報1673号3頁）。

⁷ 標準的な必要生計費、平均的な葬式の費用の額やその他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して定められることとされている。なお、検討段階では、標準的な生計費として月額12万円弱（単身世帯・平成29年4月時点）、平均的な葬式費用の額として150万円前後とする統計データ等が引用されている。部会資料24-2「補足説明（要綱案のたたき台(3)）」（<http://www.moj.go.jp/content/001238833.pdf>）参照。

⁸ 部会資料25-2「補足説明（要綱案のたたき台(4)）」（<http://www.moj.go.jp/content/001244448.pdf>）参照。

図表3 遺産分割に関する見直し

	改正法の概要	改正前（現行）の取扱い
配偶者保護のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住している建物またはその敷地について、所有権または配偶者居住権が遺贈・贈与された場合、「持戻し免除の意思表示」が推定される（遺産分割において遺産に持ち戻す必要はない）。 ・例外的に、贈与者の持戻しの意思表示を証明するなど、推定を覆すことができれば遺産に持ち戻される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻期間を問わず、配偶者に遺贈・贈与された財産（特別受益）は、遺産分割において遺産に持ち戻される。 ・例外的に、贈与者の「持戻し免除の意思表示」があれば、遺産に持ち戻されない。
預貯金の仮払い制度の創設等	<ul style="list-style-type: none"> ・共同相続された預貯金について、遺産分割前に相続人に払戻すことを認める制度を創設する。 (a) 家庭裁判所の保全処分を利用する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割の審判または調停の申立ておよび仮払いの申立てをする。 ・仮払いの必要性を疎明することが必要。 ・仮払いの金額は、申立てに基づき裁判所が判断する。 (b) 裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法 <ul style="list-style-type: none"> ・払戻しの上限金額あり^(注1)。 ・払い戻された預貯金は、その相続人が遺産分割により取得したものとみなされる（遺産分割において具体的相続分から引かれる）。 	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人全員の同意がない限り、原則として遺産分割前の預貯金の払戻しは認められない（平成28年・29年最高裁判例）。
一部分割	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割手続き（協議・調停・審判）で的一部分割を明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務では一部分割を認める（調停・審判の申立ての段階では全部分割を求める必要あり）
遺産分割前に処分された財産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・共同相続人全員の同意^(注2)があれば、遺産分割時になお遺産として存在するものとみなす（財産を処分した相続人の具体的相続分から引かれる）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割の対象にならない（財産を処分した相続人の具体的相続分から引かれない）。

(注1) 上限金額は、相続開始時の預貯金額（口座ごと）×3分の1×法定相続分、かつ金融機関ごとに法務省令で定める額までとされている。

(注2) 財産を処分した相続人本人の同意は不要。

(出所) 改正法に基づき大和総研作成

③遺産分割前に処分された財産の扱い

遺産の分割前に遺産の全部又は一部が処分された場合、現行の実務では、その処分された遺産については遺産分割の対象にならない（現に残っている遺産のみを分割する）。特に処分した者が共同相続人である場合、その相続人は遺産分割において処分で得た利益分を引かれることなく、他の相続人と同じ条件で遺産の分け前にあずかることができ、結果的に他の相続人より多くの遺産をもらえるので、不公平が生じることになる。

改正法では、遺産分割前に処分された財産について、処分をした相続人本人を除く共同相続人全員の同意があれば、遺産分割時になお遺産として存在するものとみなすこととされた。こ

れにより、より公平な分割結果が実現できることが期待されるものの、他方で、遺産分割の前提となる遺産の範囲について、処分された財産があるかどうかの審理が必要となるため、遺産分割手続きが長期化・複雑化する懸念も指摘されているところである⁹。

(3) 遺言制度に関する見直し

遺言制度については、全文を遺言者の自筆で書くことが必要な「自筆証書遺言」について、2つの大きな見直しが盛り込まれた。

①自筆証書遺言の方式緩和

遺言者が、遺言の内容として特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合などは、財産が特定できる事項を記載する必要がある。例えば不動産であれば登記事項（所在地・地目・地番・地積など）、預貯金であれば金融機関名・口座番号などであり、「財産目録」として本文とは別に別紙で添付されることもある。自筆証書遺言の場合、この財産目録についても自書が必要となるため、遺言者が高齢の場合などは作成の負担が特に大きく、遺言書の利用を妨げる要因になると指摘されていた。

改正法では、この財産目録を別紙として添付する場合に限り、自書を不要とすることとされた。代替りの作成方法としては、従来の自筆部分をパソコンで作成した書面のほか、登記事項証明書や、預金通帳のコピーを添付する方法が挙げられている¹⁰。なお、別紙の全てのページに署名・押印をする必要がある。

なお、この見直しについては、公布日から6ヵ月経過日の2019年1月13日から施行される。

②自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言は遺言者の家で保管されるのが一般的であり、公正証書遺言のように作成後の遺言（原本）を公的機関に保管する制度はない。そのため、遺言書の存在を隠しておくことができる反面、方式不備（日付や署名・押印など）、紛失や偽造のおそれがあり、後日その存在や有効性をめぐって紛争が生じやすいというデメリットがある。

改正法では、自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度を創設することとされた。この制度の手続きの流れは、次のようなものとなる。

(a) 遺言者本人が法務局に自筆証書遺言（無封のみ、原本）を持参し、保管申請をする。この申請は必ず遺言者自身がする必要があり、代理申請はできない。

また本来自筆証書遺言は日付や署名押印があれば様式や封印の有無は自由だが、この制度を利用する場合は法務局の審査の都合上、「法務省令で定める様式」で作成した「無封」の遺言書である必要があることに注意したい。

⁹ 部会資料 24-3 「要綱案のたたき台(3)の補充」 (<http://www.moj.go.jp/content/001238837.pdf>) 参照。

¹⁰ 部会参考資料「遺言書」 (<http://www.moj.go.jp/content/001244449.pdf>) 参照。

(b) 法務局では遺言者の本人確認のうえ、遺言書の形式審査がされる。ここで日付の誤りや署名・押印もれなどの方式不備がないかチェックされるため、後日の紛争を避けることが期待できる。法務局で原本が保管されるとともに、遺言書の画像情報が法務局間で共有される。

(c) 遺言者が死亡して相続が開始すると、遺言者の関係相続人等（相続人・受遺者・遺言執行者等）¹¹は、法務局に対して、**①遺言書情報証明書の交付、②遺言書保管事実証明書の交付、③遺言書の閲覧を請求**でき¹²、これらで遺言書の内容を確認して相続手続きができる¹³。

なお、相続人等の1人が①または③の手続きをした場合は、法務局からその他の相続人・受遺者・遺言執行者へ、遺言書を保管していることが通知され、利害関係者にとって、遺言書の存在が明確となる仕組みとなっている。

(d) また、現行では、自筆証書遺言については、遺産分割前に家庭裁判所での検認¹⁴の手続きをとらなければならないが、改正法では、保管制度を利用した場合はこの**検認手続きが不要**とされた。これにより、相続人等は遺言書に基づいてすぐに遺産分割手続きに入ることができる。

保管制度を利用するメリットをまとめると、法務局で遺言書原本が保管されるため紛失や破棄のおそれがないこと、保管申請の際に形式審査がされるため方式違反のおそれがないこと、家庭裁判所での検認手続きが不要となるため遺言書に基づいてすぐに遺産分割手続きに入ることができること、などが挙げられるだろう。

図表4 自筆証書遺言の保管制度（交付書面）

種類	内容	記載事項	請求先	請求方法
遺言書情報証明書	遺言書の内容や保管情報などを証明する書面	①遺言書の画像情報 ②遺言書の作成年月日 ③遺言者の氏名、出生年月日、住所・本籍（外国人は国籍） ④受遺者・遺言執行者の氏名・名称、住所 ⑤遺言書の保管開始年月日 ⑥遺言書保管所の名称および保管番号	法務大臣の指定する法務局 ※遺言書を実際に保管している法務局以外にも請求できる	請求書+添付書類を提出 ※手数料が必要 ^(注)
遺言書保管事実証明書	遺言書の保管の有無、保管情報などを証明する書面	①遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無 ②遺言書の作成年月日 ③遺言書保管所の名称および保管番号 ※遺言書の内容は記載されない		

(注) 手数料の額は今後政令で定められる。

(出所) 改正法に基づき大和総研作成

¹¹ 遺言者の相続人、遺言書に記載された受遺者、祭祀主宰者、信託受益者、保険金受取人、遺言執行者、財産管理人、未成年後見監督人など。

¹² ③は実際に遺言書原本を保管している法務局に請求する必要があるが、①および②はそれ以外の法務局にも請求できる。

¹³ 2020年以降に導入が検討されている登記簿と戸籍等との連携システムにあわせて、遺言者が死亡した時に法務局から遺言書の保管通知がされるシステムを設けることが検討される（2018年6月8日衆議院法務委員会）。

¹⁴ 相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きをいう。裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_17/) 参照。

図表5 遺言制度に関する見直し

	改正法の概要	改正前（現行）の取扱い
自筆証書遺言の方式緩和	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書不要（パソコンなどで作成できる）。 別紙の全てのページに署名・押印が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産目録を含む全文の自書（遺言者の自筆で書くこと）が必要。
自筆証書遺言の保管制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者は、自筆証書遺言（特定の様式かつ無封のみ）について、法務局に保管申請できる（注1）。 遺言者は、いつでも遺言書の返還・閲覧請求可。 遺言者の関係相続人等（相続人・受遺者・遺言執行者等）は、①遺言書情報証明書の交付、②遺言書保管事実証明書の交付、③遺言書の閲覧を請求できる（注2）。 相続人等の1人が①または③の手続きをした場合、法務局からその他の相続人等へ、遺言書を保管していることが通知される。 家庭裁判所での検認の手続きは不要。 	（新設）
遺贈の担保責任等	<ul style="list-style-type: none"> 遺贈の目的物が特定物か否かにかかわらず、相続開始時の状態で引渡す義務を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺贈の目的物が不特定物の場合、瑕疵のない物を引渡す義務を負う。
遺言執行者の権限の明確化等	<ul style="list-style-type: none"> 個別の類型における遺言執行者の権限を規定。 遺産分割方法の指定で承継する遺言（特定財産承継遺言）がされた場合、対抗要件具備のための行為（登記申請等）ができる。 預貯金が遺産分割方法の指定で承継された場合、対抗要件具備（通知・承諾）、預貯金の払戻し請求、預貯金契約の解約の申入れができる。 やむを得ない事由の有無にかかわらず、第三者への再委任（復任）ができる（注3）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の類型における権限規定なし。 やむを得ない事由がなければ復任ができない。

（注1）遺言者本人が法務局に出頭して手続きする必要がある（代理申請不可）。また、この保管申請ができる法務局は、遺言者の住所地・本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する指定法務局に限定される。

（注2）遺言者の死亡後に限る。

（注3）やむを得ない事由がある場合は遺言執行者の責任の範囲が限定される。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

（4）遺留分制度に関する見直し

遺留分制度とは、遺贈や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合などでも、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人（遺留分権利者¹⁵）に限って、特別に最低限の財産の取り分（遺留分）の取戻しを認める制度である。

①遺留分減殺請求の効力等の見直し

現行では、遺留分権利者が贈与等を受けた者に対して遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）をすると、遺留分を侵害している贈与などはその侵害額の限度で効力を失い、原則として減殺された財産はその限度で遺留分権利者のものとなる。贈与された財産そのものを返還する（現物返還）のが原則で、金銭の支払い（価額弁償）は例外という位置づけになっている。

¹⁵ 遺留分権利者は、被相続人の配偶者、直系卑属（子・孫など）、直系尊属（両親・祖父母など）である。

改正法では、この取扱いを抜本的に見直し、**遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いのみを請求できることとされた(遺留分侵害額請求)**。金銭請求に一本化されたことで、不動産などをめぐる複雑な共有関係が生じなくなるため、遺留分に基づく権利が主張しやすくなり、権利の処理も簡単になることが期待できる。

なお、金銭で支払わなければならないことに配慮して、贈与等を受けた者は、この侵害額の支払いを一定期間猶予してもらおうよう、裁判所に請求できることとされている。

②遺留分の算定方法の見直し

現行では、遺留分の計算上算入される(減殺の対象になる)贈与(生前贈与)の範囲について、相続人に対するものか否かで異なる取扱いがされている。すなわち、相続人以外に対する贈与は、原則として相続開始前の1年間にされた贈与に限られるが、相続人に対する贈与のうち特別受益にあたるものは、特段の事情がない限り、全ての期間の贈与が算入される。

改正法では、この相続人に対する贈与(特別受益にあたるもの)について、**相続開始前10年間にされたものに限って算入**とし、現行の取扱いよりその範囲を限定することとされた。

図表6 遺留分制度に関する見直し

	改正法の概要	改正前(現行)の取扱い
遺留分減殺請求の効力等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 遺留分侵害額請求により、金銭債権のみが発生する。 受遺者と受贈者の負担額の規定を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 減殺請求により、原則現物返還の効力が生じる。例外的に金銭での返還が可能(価額弁償)。
遺留分の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 相続人に対する贈与(特別受益にあたるもの)は、相続開始前10年間にされた贈与に限って算入する。 不相当な対価による有償行為の減殺でも、遺留分権利者による対価の償還は不要。 遺留分侵害額の計算方法を明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続人に対する生前贈与(特別受益にあたるもの)は、全ての期間の贈与を算入する(判例)。 不相当な対価による有償行為の減殺は、遺留分権利者による対価の償還が必要。
遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> 遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者が遺留分権利者の相続債務を消滅させる行為(弁済など)をしていた場合、意思表示により、その限度で金銭債務を消滅させることができる。 	(新設)

(出所) 改正法に基づき大和総研作成

(5) 相続の効力等に関する見直し

①権利の承継に関する見直し

相続人が法定相続分を超えて相続財産を取得した場合、その取得を第三者(例えば、他の相続人から買い受けた者や債権者など)に主張するために対抗要件(不動産の登記、自動車の登録など)を要するかどうかについて、現行ではその財産の取得方法(遺贈、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺産分割)によって取扱いが分かれていた。

改正法では、**財産の取得方法にかかわらず、全て対抗要件を必要とすることとされた。**

現行では、相続分の指定や遺産分割方法の指定（「相続させる」遺言）によって取得した場合は、対抗要件が不要であるため、相続人は、特段、登記などの手続きを急ぐ必要はない。しかし、改正法のもとでは、相続人は、遺言の効力の発生（原則として遺言者の死亡）後、すぐに登記などの手続きをすることが重要になる。

②義務の承継に関する見直し

現行では、相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使できる。つまり、遺言で法定相続分と異なる相続分が定められていても、相続債務に関しては、原則として法定相続分に従った割合で各相続人が承継し、返済の義務を負う。仮に指定相続分での承継を認めると、例えば債務を返済する資力のない相続人に相続債務を全て承継させる遺言がされた場合などは、債権者は返済を受けることができず、予測できない損害をこうむるためである。改正法では、この現行の取扱いが条文に盛り込まれた。

図表 7 相続の効力等に関する見直し

	改正法の概要	改正前（現行）の取扱い
権利の承継に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> 法定相続分を超える権利の承継は、取得方法にかかわらず、全て対抗要件が必要。 債権の場合、受益相続人が遺言・遺産分割の内容を明らかにして債務者に承継の通知をすれば、共同相続人全員の対抗要件が具備される。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺贈、遺産分割の場合は対抗要件が必要。 相続分の指定、遺産分割方法の指定（「相続させる」遺言）の場合は対抗要件不要（判例）。
義務の承継に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> 改正前（現行）の取扱いを明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使できる。
遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等	<ul style="list-style-type: none"> 遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為（相続財産の処分等）は原則として無効とする。 善意の第三者には無効を主張できない（相対的無効）。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為（相続財産の処分等）は絶対的に無効となる（判例）。 誰に対しても無効を主張できる。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

（6）相続人以外の者の貢献（特別寄与料制度）

現行では、相続人が被相続人の介護などに貢献してきた場合、その貢献により被相続人の財産が維持・増加したこと（特別の寄与）が認められれば、遺産分割においてその貢献を「寄与分」として考慮して、具体的相続分の上乗せを受けられる（寄与分制度）。他方、相続人以外の者（子の配偶者など）の貢献はこの制度の対象でないため、公平を欠くことが指摘されてきた。

改正法では、**被相続人の相続人でない親族（特別寄与者）¹⁶が、無償で¹⁷療養看護などの労務**

¹⁶ 相続人のほか、相続放棄をした者、相続欠格・廃除された者はこの制度を利用できない。

¹⁷ 特別寄与者の貢献に対して被相続人が遺言や生前贈与で報いた場合には、無償とはいえないため請求は認められない。民法（相続関係）部会資料 19-1「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策等」（<http://www.moj.go.jp/content/001222141.pdf>）参照。

提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続の開始後、相続人に対して金銭（特別寄与料¹⁸）を請求できることとされた。

ここで、親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。したがって、子の配偶者（1親等の姻族）、先順位の相続人がいる場合の兄弟姉妹（2親等の血族）、被相続人の配偶者の連れ子（1親等の姻族）などは、この制度の対象となる。他方、この制度はあくまでも法律婚を前提としていることから、被相続人の内縁の配偶者やその連れ子は対象とならない。

また、貢献の内容は「無償での労務提供」に限定されており、寄与分制度で認められる「被相続人の事業に関する財産上の給付」は対象にならない点にも注意が必要である。

図表 8 相続人以外の者の貢献（特別寄与料制度）

改正法の概要	改正前（現行）の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の相続人でない親族（特別寄与者）^(注)は、無償で療養看護などの労務提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続の開始後、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できる。 ・相続人が複数いる場合は各相続分で負担する。 ・協議が成立しない場合、家庭裁判所の審判（期間制限あり）で決定。 ・特別寄与料の上限額は、「相続開始時の相続財産の価額－遺贈の価額」まで。 	<p>（新設）</p> <p>※相続人は、被相続人の事業に関する労務の提供・財産上の給付、被相続人の療養看護等により被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、寄与分が上乘せされる（寄与分制度）。相続人以外の者には、寄与分が認められない。</p>

（注）「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

3. 改正法の施行日

（1）施行日

原則として、改正法の公布日（2018年7月13日）から1年以内の政令で定める日から施行されることとされており、遅くとも**2019年7月12日までに施行**される。

ただし、次の例外的な施行日に注意する必要がある（図表9）。

図表 9 例外的な施行日

改正内容	施行日
自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日（＝公布日から6ヵ月経過日）
配偶者の居住権の創設	2020年7月12日までの間
自筆証書遺言の保管制度	（＝公布日から2年以内の政令で定める日）
遺贈の担保責任など	2020年4月1日（＝改正債権法の施行日）
特別の寄与の審判	改正法の施行日か、改正人事訴訟法の施行日 ^(注) のいずれか遅い日

（注）2019年10月24日までの間の政令で定める日。

（出所）改正法に基づき大和総研作成

¹⁸ なお、この特別寄与料の額の算定方法は、おおむね現行の寄与分制度と同様の取扱いとなるようである（2018年6月28日参議院法務委員会）。

(2) 適用日（経過措置）

改正法は、原則として、改正法の施行日後に開始した相続等から適用される（施行日前に開始した相続等には適用されない）。相続等がいつ開始するかが基準となるため、例えば、現在作成している遺言書に改正法の内容を盛り込んだ場合、その遺言書に係る相続等が施行日後に開始すれば、改正法が適用されることになる。

また、例外的に、改正法の施行日前に開始した相続等にも適用されるものがある（図表 10）。これらは、改正法が施行されれば、いつ開始した相続かに関係なく適用される。例えば、施行日前に共同相続された預貯金についても、改正法の施行日以降、仮払い制度が利用できることになる。

図表 10 例外的な適用日

改正内容	適用関係	
預貯金の仮払い制度	施行日前に開始した相続について	施行日後にする仮払いにも適用
債権の承継の通知		施行日後にする通知にも適用
遺言執行者の通知義務等		施行日後に遺言執行者となる者にも適用

（出所）改正法に基づき大和総研作成